

平成29年度 飼料の業務報告（平成29年4月～平成30年3月）

1 飼料業務の概要

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、県内に流通する飼料の品質改善と安全性確保を推進するため立入検査を行い、法令に基づく業務の実施、収去した飼料の分析、各種のガイドライン遵守状況等を確認した。また、県内飼料等販売業者からの法に基づく届出の受理、届出に関する指導等を行った。

2 飼料等販売業者からの届出（対象は本社が県内に所在する事業者）

飼料販売業者からは17件、飼料添加物販売業者からは10件の届出があった。
内訳は「表1 届出数」のとおり。

3 飼料の立入検査

（1）立入検査の結果

県内の地域流通飼料等の製造事業場及び飼料の販売事業場・保管施設を対象に42か所で立入検査を実施し、適切な原料の使用や保管、表示票、帳簿の備付け、適正な届出等法令に基づく業務の確認及びA飼料B飼料の区分保管等BSEに関するガイドラインや食品残さ等利用飼料の安全確保ガイドライン等の遵守状況と指導を行った。

検査を実施した事業場等の内訳等については「表2 検査結果」のとおりで、ガイドラインに基づく規則等の策定やガイドラインに係る表示等について9件の指摘・指導を実施した。

平成29年度末時点での事業場への検査カバー率は飼料等の製造事業場で96.7%（59箇所／61箇所）、飼料等の保管施設で86.7%（194箇所／223箇所）となった（実質廃止等の事業所等を除く）。

（2）収去および検査

配合飼料4件、混合飼料1件を収去し、飼料の安全性（重金属）及び栄養性を分析した。「表3 収去品の検査成績」および「表4 収去の安全性に関する検査結果」のとおり異常は認められなかった。

（3）重量検査状況

混合飼料1件で実施し、異常は認められなかった。

表1 届出数

業 種	届 出 の 種 類	件 数
飼 料 販 売	飼料販売業者届	1
	飼料販売業者届出事項変更届	15
	飼料販売業者事業廃止届	1
	計	17
飼 料 添 加 物 販 売	飼料添加物販売業者届	0
	飼料添加物販売業者届出事項変更届	10
	飼料添加物販売業者事業廃止届	0
	計	10
合 計		27

表2 検査結果

区分	立入検査箇所数 (a)	指摘事項		指摘事項内容 (件数)										当 指 摘 事 項 1 箇 所 指 摘 件 数 (c) / (b)			
		箇所数 (b)	割合 (%) (b) / (a)	法第2章関係						規格適合飼料	法第32条表示	製造業者届	その他		計 (c)		
				成分規格	製造の基準	保存の基準	使用の基準	表示の基準	特定飼料等							製造管理者	
承認配合飼料工場																	
その他の 配混合飼料工場	2	1	50											1	1	1	1
単体飼料工場	10	7	70											7	7	7	1
飼料製造業者 (上記以外)	2																
飼料添加物工場																	
飼料添加物製造業者 (上記以外)																	
飼料輸入業者																	
飼料添加物輸入業者																	
飼料販売業者	28	1	4											1	1	1	1
飼料添加物販売業者																	
運送業者																	
運送取扱業者																	
倉庫業者 (サイロ)																	
倉庫業者 (サイロ以外)																	
計	42	9												9	9	9	

表3 収去品の検査成績

区分	収去件数	正常なもの		正常でないもの		法第3条関係		法第32条関係				正常でないものの処置(件数)					
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	試験件数	正常でないもの		試験件数	正常でないもの			行政指導	指示	行政処分	告発	備考
							件数	割合 (%)		成分量 (件数)	原材料 (件数)	計					
配混合飼料	5	5	100														
単体飼料																	
飼料添加物																	
計	5	5	100														

表4 収去品の安全性に関する検査結果

区分	件数	正常なもの		正常でないもの		分析項目	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	カドミウム (件数)	鉛 (件数)
配混合飼料	5	5	100			5	5
計	5	5	100			5	5

4 飼料の違反内容と処置及び指導事項

(1) 違反内容と処置

該当なし。

(2) その他の指導事項

無届で飼料販売を行っていた業者については届出提出を指導し是正された。また、届出と現況が異なっている業者については変更届の提出等の指導を行い是正された。

5 飼料検定状況

平成9年に本県内の公定規格飼料製造事業場が廃止されたため、平成10年以降福島県飼料検定条例に基づく飼料検定は実施していない。